

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成28年7月8日(金)午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員)

大城勇夫, 大城純市, 荻野公彦, 長濱みつ子, 細田聡一郎, 矢尾渉, 矢崎豊, 吉崎敦憲(五十音順, 敬称略)

(説明補助者)

比屋根事務局長, 春田首席家裁調査官, 福地首席書記官, 永井次席家裁調査官, 吉村事務局次長

(庶務担当)

上野総務課長

第4 議事

(発言者の略記=◎:委員長, ○:委員(裁判所委員は□), ■:説明補助者)

- 1 開会宣言
- 2 委員長選出(矢尾渉を選出)
- 3 委員長あいさつ
- 4 委員長代理指名(矢崎豊を指名)
- 5 裁判所側の説明(項目のみ)

沖縄県における少年事件の現状と取組等について(その1)

- (1) 沖縄県の少年事件の特徴
- (2) 沖縄県の少年事件の背景事情
- (3) 那覇家庭裁判所の取組
- (4) 当庁で実施している主な教育的措置

(5) 審判段階での教育的措置

6 意見交換（テーマ「より効果的な教育的措置の在り方について」）（主な意見）

- 家庭の保護能力が低いことが大きな問題であり、それが再犯者率の高さ等につながっていると考えられる。この問題に対してどのようなケアができるのかという視点が重要と考える。
- 地域から孤立している少年が問題行動を起こしているように感じている。地域の扶養力が低下していることが原因と考えられることから、裁判所が自治会等に対して啓蒙活動を行う、裁判所が蓄積している経験等を紹介するなど、地域の扶養力の活性化を目的とした取り組みが考えられる。
- 社会を知らない少年や人に褒められたり、感謝されたりした経験のない少年が、教育的措置により新たな経験をし、本当の自分に目覚めるきっかけとなっていることは、とても素晴らしいことだと思う。中学生になると学校生活の質が変わり、学校に馴染めない、勉強ができないなど、自分の居場所がなくなることが原因となって非行が始まることが多い。そのような少年が興味をもてることや必要としているものについて、教育的措置を行うことが求められていると考える。

7 裁判所側の説明（項目のみ）

沖縄県における少年事件の現状と取組等について（その2）

- (1) 関係機関との連携
- (2) 試験観察における取組
- (3) 補導委託の活用

8 意見交換（テーマ「裁判所と関係機関とのより効果的な連携の在り方について」）（主な意見）

- 学生ボランティアによる学習指導とあるが、学生はどのように確保しているのか。また、本当にボランティアでやっているのか。
- 裁判所に協力をしていただいている「少年友の会」という団体に入会をしてもらい、「少年友の会」を通じて学習指導や清掃活動を行ってもらっている。「少

年友の会」からは交通費程度の支給のみであり、ほぼボランティアという状況である。不良仲間以外の人間との接点が少ない少年が、健全に生活している身近なお兄さんお姉さんと接することで、色々と感じることがある様子であり、更生するきっかけとなっている。

○ 補導委託まで進んでしまった少年を更生させることは難しい面が多く、やはり、不登校をどう防ぐのかということが一番大事ではないかと思う。学校に行かなくなる要因を学校がしっかりと把握し、どう対処していくかということを実際に考えないといけない。これは裁判所の役割ではないが、裁判所としても何かできないかという視点から学校等との連携強化を進めてもらいたい。

○ 裁判所に就労支援という仕組みがあるのか。

■ 裁判所独自の仕組みがあるわけではない。試験観察中に一緒にハローワークに行ったり、補導委託先を見つけたりしている。また、保護観察所に協力雇主の活用などの就労支援をお願いするようなことがある。

○ 少年を教育するという発想から教育関係機関との連携が多くなっているのではないか。例えば、就労支援を行う場合、必要なものは少年が希望又は興味がある就職先ということになるが、裁判所が個々に就労先を探そうとしても難しい面が多く、発想を変える必要がある。商工会議所、経営者協議会などの民間企業団体との連携も考えられるのではないか。

9 意見交換（テーマ「補導委託の活用や確保についての意見及びアイデアについて」）（主な意見）

○ 裁判所が補導委託先を探していることを知らない経営者が多いと思う。商工会議所、経営者協議会などの民間企業団体と意見交換の場を設定するなどして経営者に説明し、協力を依頼するという取組も考えられる。

○ 沖縄弁護士会では、今年の4月より「NPO法人子どもシェルター沖縄」という法人を立ち上げて、子供に居場所を与えるという活動を行っている。主に虐待にあった子供を預かることを想定しているが、試験観察における補導委託先とし

でも活用することも可能であるので、補導委託先の一つとして検討してもらいたい。

- 個人に依頼する方法での委託先確保では限界があると考え。やはり組織に働きかけていくのが良いのではないか。例えば、ロータリークラブでは、児童養護施設に入っている18歳を超えた少年たちの支援を行っている。このような問題に関心のある篤志家が多いので、必要性や公共性は理解してもらえらると思う。

10 次回テーマ

意見が出ないので、期日の3か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

11 次回開催期日

1年に複数回開催する必要があるとの意見があったことから、その点も含めて別途調整して決定する。

12 閉会宣言